

お知らせ

◆ご存知ですか？

国民年金の免除制度

国民年金には申請により保険料の納付が免除される制度があります。

免除には全額免除・納付猶予と4分の3免除・半額免除・4分の1免除の区分があり、それぞれ一定の条件に該当した場合に承認されます。

申請すると申請者本人のほか、配偶者および世帯主の方の所得の審査を行います。

◎免除申請に持参するもの

- ・年金手帳など基礎年金番号が分かるもの
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

※平成25年1月1日時点で茂原市に住所がなかった方は次の書類も必要です。

- ・所得証明書（平成25年1月1日時点で住所を置いていた市区町村で取得してください）
- 退職された方は特例免除制度をご利用ください。

特例免除申請は、申請する年度または前年度において退職の事実があるときに限って

利用できる制度です。

特例免除申請をすると、退職された方の所得は審査の対象から除かれます。

◎特例免除に必要なもの

前述の持ち物に加えて・離職票または雇用保険受給資格者証（写し可）

免除の承認をされた場合と未納の場合の違い

老齢基礎年金	納付	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	若年者納付猶予	未納
平成25年度納付月額	15040円	11280円	7520円	3760円	—	—	—
受給資格期間	○	○指定された額が未納の場合、一部免除が無効（未納と同じ）になります。		○	○	○	×
年金額の計算	○	7/8	6/8	5/8	4/8	×	×

○…算入されます ×…算入されません

◆子ども医療費助成受給券の更新と所得制限限度額の変更について

市では、0歳～中学3年生までのお子さまを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行しています。

8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月下旬に発送します。

なお、住民税が未申告である場合は、受給資格等を確認できないため、受給券を発送することができません。必ず住民税の申告をしてください。

また、子ども医療費助成制度の所得制限限度額が変更になりました。所得超過により助成を受けていない方が、助成を受けるためには再度申請が必要となり、下記の表を参考に7月26日（金）までにお手続きください。

申請に必要な書類①子ども医療費助成申請書（健康管理課にあります）②お子さまの健康保険被保険者証のコピー③印鑑④平成25年1月2日以降本市に転入された方は、父母の平成25年度（平成

24年分）所得課税証明書（記載内容に省略のないもの）※控除対象配偶者は不要、源泉徴収票不可

平成25年8月1日からの所得制限限度額が変わります。

＜現行＞ 旧児童手当特例給付		＜平成25年8月から＞ 新たな児童手当	
扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）
0人	532.0	0人	622.0
1人	570.0	1人	660.0
2人	608.0	2人	698.0
3人	646.0	3人	736.0
4人	684.0	4人	774.0
5人	722.0	5人	812.0

収入が給与のみの方の所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」となります。

その他の方（所得額は年間収入金額から必要経費を差し引いた額になります）。※扶養親族等の数に応じた所得額により判定※基礎控除として一律8万円のほかに各種控除もありますので目安としてください。

◆忘れずに納付しましょう！

固定資産税・都市計画税（第2期）と国民健康保険税（第1期）の納期限は7月31日（水）です。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。なお、国民健康保険税の納税通知書は7月中旬発送予定です。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。また、納税には便利な口座振替をご利用ください。

お問い合わせは、市収税課（2階）  
☎(20)1578、FAX(20)1609へ。

◆平成25年度交通災害共済一般会員募集

万一の交通事故に備えて交通災害共済に加入しませんか。現在加入されている方は、8月31日で共済期間が切れますので、再加入の手続きを忘れずにしましょう。加入申込書およびパンフレットは自治会を通じて配布するほか、受付場所にもご用意しています。

加入できる方（茂原市に居住している方）共済期間（9

お問い合わせは、市国保年金課（2階）  
☎(20)15003、FAX(20)16000へ。

お問い合わせは、市健康管理課（2階）  
☎(20)1574、FAX(20)16000へ。